

# 松島税理士事務所 NewsLetter

公募開始に向けて準備を進めましょう！

## ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

(平成27年度補正予算：1,020億円)

＜ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金とは？＞

- 新しい商品・サービスの開発や業務プロセスの改善、新しい販売方法の導入など、中小企業・小規模事業者が事業革新に取り組む費用の2/3が補助されます。
- 共同体でおこなう設備投資なども支援の対象です。

「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」に該当する事業の紹介

### ■ 革新的サービス・ものづくり支援 (補助率2/3)

**一般型** 補助上限額：1,000万円

＜革新的なサービスの創出(一般型)の事業例＞

水洗い＆ドライクリーニングの長所を併せた洗浄方法を可能とするドラム式洗濯機を開発し、クリーニングが困難な高級衣料のケアサービスを提供。

**小規模型** 補助上限額：500万円

＜革新的なサービスの創出(コンパクト型)の事業例＞

高齢者世帯とその家族等をつなぐシステムをクラブ上に構築。高齢者の生活データを蓄積・解析することで、暮らしに配慮した見守り体制を構築する。

※小規模型…設備投資を伴わない革新的サービスの開発費用が補助されます

### ■ 高度生産性向上支援 (補助率2/3) 補助上限額：3,000万円

### ■ 複数社による共同事業 (補助率2/3)

補助上限額：1,000万円×最大5社

「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の申請には、認定支援機関(当事務所)の支援が必要です。補助金の申請をお考えの方はお早めに当事務所までご相談ください。

※平成28年度の公募要項が未発表のため、実際の募集条件等は上記内容と異なる可能性があります。



松島税理士事務所(経営革新等支援機関)

TEL:03-6312-2403 FAX:03-6312-8062

〒144-0046 東京都大田区東六郷3-15-17

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など